

新型コロナウイルス感染症に伴う給付金・保険金のご請求について

■ご請求対象の範囲

入院給付金等・通院給付金等・保険金の対象です。

■ホテルや自宅にて療養した場合の取扱

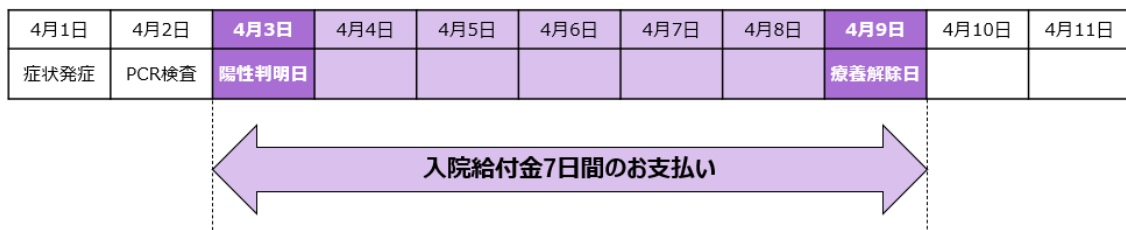
医療機関への入院有無にかかわらず、新型コロナウイルス感染症によりホテルを含む宿泊施設または自宅で療養した場合も、医師や保健所等の証明書等をご提出いただくことで入院給付金等の対象となります。

<宿泊施設または自宅で療養した場合の保障対象期間>

保障の開始日 (右記のいずれか早い日)	<ul style="list-style-type: none">● PCR 検査等による陽性判明日● 病院・保健所等が証明する宿泊・自宅療養開始日
保障の終了日	<ul style="list-style-type: none">● 保健所・自治体等が療養の指示を解除した日

※「保障の開始日」より前の期間、「保障の終了日」より後の期間は原則お支払いできません。

(イメージ図)



■ご請求のお手続き方法

「医療機関へ入院された場合」と、「宿泊施設または自宅で療養された場合」とでご請求方法が異なります。

- 医療機関へ入院された場合
⇒ [こちら](#)のご質問をご確認ください。

- 宿泊施設または自宅で療養された場合
⇒ [こちら](#)のご質問をご確認ください。

■その他新型コロナウイルス感染症に関するご質問

[よくあるご質問](#)をご確認ください。